

◇下関市提供サービス

令和7年11月1日現在

・サービスを利用する際には、各サービスの利用条件を満たす必要があります。  
詳細は、担当課にお問い合わせください。

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
1	市営住宅入居申込み	市営住宅への入居申込みができる	◎		住宅政策課 083-231-4101	
2	身体障害者等の軽自動車税（種別割）の減免	障害のあるパートナーのために使用する軽自動車等の税金について減免を受けることができる		○	資産税課 083-231-1918	同一世帯であること（同居も可）
3	税金等の納付書の再発行	パートナーの市税に関する納付書の再発行ができる		○	納税課 083-231-1170	委任状の提出により可能
4	納税に関する相談	パートナーの市税の納付に関する相談ができる		○	納税課 083-231-1170	委任状の提出により可能
5	市税の還付金の受け取りに関する届け出	パートナーを受取人とする還付金の申請受付ができる		○	納税課 083-231-1914	委任状の提出により可能
6	納税証明書の発行申請	パートナーを代理人とした納税証明書の交付申請ができる		○	市民税課 083-231-1210	委任状の提出により可能
7	母子手帳の交付申請	母子手帳の交付について、パートナーが代理申請できる		○	健康推進課 083-231-1447	委任状の提出により可能
8	妊娠届の届け出	妊娠届について、パートナーが代理で届出できる		○	健康推進課 083-231-1447	委任状の提出により可能
9	低出生体重児の届出	パートナーによる代理届出⇒出生通知表の送付		○	健康推進課 083-231-1447	
10	保育園申込の申請	パートナーの子どもの保育園申込について、代理で申請できる	◎		幼児保育課 083-231-1504	
11	育児相談	パートナーと一緒に身体計測・育児相談ができる		○	健康推進課 083-231-1447	
12	妊婦・妊婦歯科健診	パートナーと一緒に妊婦の健康や胎児の発育を確認できる		○	健康推進課 083-231-1447	
13	産婦健診	パートナーと一緒に出産後間もないお母さんのからだところの健康状態の確認できる		○	健康推進課 083-231-1447	
14	産前・産後サポート事業	妊娠中又は出産後間もないため、心身がすぐれないお母さんの家事や育児の一部を支援 ⇒本市は相談、訪問のみ。家事育児支援なし		○	健康推進課 083-231-1447	
15	妊婦のための支援給付	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	健康推進課 083-231-1447	委任状が必要
16	乳児全戸家庭訪問（赤ちゃん訪問）	生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への訪問		○	健康推進課 083-231-1447	
17	両親学級	パートナーと一緒に丈夫で元気な赤ちゃんを産み、育てるため、母体の変化や育児について学習できる		○	健康推進課 083-231-1447	
18	育児学級	パートナーと一緒に離乳食の始め方や進め方、作り方のポイントを学習できる		○	健康推進課 083-231-1447	
19	風しん予防接種費用の一部助成申請	風しんの抗体価が低い方の予防接種費用の一部を助成申請ができる		○	健康推進課 083-231-2664	
20	要介護認定の申請	要介護認定について、パートナーが代行申請できる		○	介護保険課 083-231-3184	
21	後期高齢者医療制度関係手続きの申請	後期高齢者医療制度関係手続きについて、パートナーが代理申請できる		○	保険年金課 083-231-1306	申立書や本人の保険証等の預かりがあれば申請可能
22	介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出	介護ケアマネジメントの手続きについて、パートナーが届出を代行できる		○	介護保険課 083-231-1139	
23	介護保険被保険者証等の再交付申請	介護保険被保険者証等の再交付申請について、パートナーが代理申請できる		○	介護保険課 083-231-1138	
24	高齢者バス利用助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
25	在宅高齢者等紙おむつ給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
26	高齢者日常生活用具給付事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
27	移送サービス費助成事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	

番号	行政サービス名	内容	受領証等の提示		担当課	備考
			必要	不要	連絡先	
28	緊急通報装置設置の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
29	はり・きゅう施術費助成の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
30	認知症高齢者家族等支援事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
31	「食」の自立支援事業の申請	サービスの利用申請について、パートナーが代理申請できる		○	長寿支援課 083-231-1340	
32	障害者福祉タクシー助成事業の申請	障害者福祉タクシー助成手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
33	身体障害者手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
34	療育手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
35	精神障害者保健福祉手帳の交付申請	手帳の交付を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	健康推進課 083-231-1419	
36	重度心身障害者医療の申請	助成を受ける手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
37	自立支援医療の申請	一部公費負担する手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
38	自立支援医療の申請（精神通院）	一部公費負担する手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	健康推進課 083-231-1419	
39	障害福祉サービス等の申請	サービスの利用手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
40	特別障害者手当の申請	特別障害者手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
41	重度障害者福祉手当事業の申請	重度障害者福祉手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
42	障害児福祉手当の申請	障害福祉手当の申請手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
43	難聴児補聴器購入費等の助成申請	難聴児補聴器購入費等の助成手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
44	日常生活用具給付申請	日常生活用具給付手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
45	補装具費支給申請	補装具費の支給手続きをパートナーが代理で申請ができる		○	障害者支援課 083-231-1917	
46	生活保護相談	生活保護に関する相談ができる		○	生活支援課 083-231-1172	
47	国民健康保険関係手続き	国民健康保険関係手続時、同一世帯住所であれば、運転免許証等（写真付本人確認）		○	保険年金課 083-231-1280	委任状の提出が必要
48	国民年金関係手続き	パートナーによる手続きができる		○	保険年金課 083-231-1931	委任状の提出が必要
49	死亡届の届け出	パートナーによる届出ができる		○	市民サービス課 083-231-1192	同居人・後見人等であれば届出が可能です。（死亡届について、届出義務者及び届出資格者は戸籍法に規定されています。届出資格者は、資格を証する書類が必要となります。）
50	火葬・埋葬許可申請	パートナーの火葬・埋葬許可申請ができる		○	生活安全課 083-231-1520	原則、死亡届の届出人と同一人による申請となります
51	災害見舞金の申請	パートナーによる申請ができる		○	防災危機管理課 083-231-9333	同居であれば可能
52	り災証明（火災以外）の届出	自然災害等によって居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理で届出		○	防災危機管理課 083-231-9333	
53	り災証明（火災）の届出	火災によってパートナーが居住する家屋等に被害があったとき、パートナーが代理でり災証明の届出が可能		○	消防局 083-233-9111	委任状の提出が必要
54	DV被害者相談	家庭内暴力（DV）に関する相談・支援ができる		○	福祉政策課 083-231-1156	
55	小・中学校の転入学の申請	パートナーによる代理申請ができる		○	学校教育課 083-231-1570	
56	就学・教育相談	パートナーも特別な配慮が必要な児童生徒の就学や教育に関する相談が可能		○	学校教育課 083-231-1570	